

第3回那須塩原市環境審議会（書面開催）議題の概要について

案件名	概要
<p>1 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について</p>	<p><b>【条例】</b>                      ゼロカーボンシティの実現に向けて、地域に調和した太陽光発電の導入促進を図るため、条例の一部を改正するもの。                      内容は、太陽光発電設備のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域に設置するもの並びに営農型太陽光発電であって荒廃農地に設置するもの又は地域で活用するもの等を、許可の対象から除外するもの。</p> <p><b>【施行規則】</b>                      農地は抑制区域に該当するため、「緩衝帯及び低木、目隠しフェンス等を設けること」が設置許可の基準になっている。営農型の場合、その許可基準どおり緩衝帯等を設けると、営農に支障がでることから、抑制区域の適用除外とするもの。</p> <p>○施行日：令和4（2022）年4月1日                      ○改正時期：令和4（2022）年3月議会の決定を経て改正</p>
<p>2 那須塩原市気候変動対策計画（案）について</p>	<p>目標年度を迎えた那須塩原市地球温暖化対策実行計画<b>【区域施策編】</b>の改定にあたり、令和3（2021）年5月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律の内容を反映するとともに、那須塩原市気候変動適応計画を更に具体化するために改定し、気候変動の影響に対して緩和と適応の両面から一体的に対策を推進するため、これらを統合して策定するもの。</p> <p>○計画期間：令和4（2022）年度から                      令和12（2030）年度までの9年間                      ○策定時期：令和4（2022）年3月議会の決定を経て策定</p>
<p>3 第三期那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画<b>【事務事業編】</b>）（案）について</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき作成する計画であり、市が自ら排出する温室効果ガス削減の具体的な取組を定めた計画。</p> <p>○計画期間：令和4（2022）年度から                      令和12（2030）年度までの9年間                      ○削減目標：温室効果ガスの総排出量を、基準年度の平成25（2013）年度と比較して、令和12（2030）年度までに50%削減</p>